

市川市入湯税条例

条例第36号

(課税の根拠)

第1条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第701条の規定に基づき、入湯税を課する。

2 入湯税の賦課徴収については、法令及び市川市税条例(昭和29年条例第12号)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(納税義務者等)

第2条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(課税免除)

第3条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

(1) 12歳未満の者

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

(3) 専ら日帰り客の利用に供される施設に1,200円以下の利用料金(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)で入湯する者

(税率)

第4条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。

(徴収の方法)

第5条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収の手続)

第6条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 入湯税の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額、入湯客数その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及び当該納入申告書に係る納入金を納入書によって納入しなければならない。

(不足金額等の納入の手續)

第7条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく徴収に係る納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する期限までに納入書によって納入しなければならない。

(特別徴収義務者の経営申告)

第8条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による申告をした者は、当該申告をした事項に変更があった場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第9条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)に記載しなければならない。

2 前項に規定する帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(罰則)

第10条 前条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定により保存すべき帳簿を1年間保存しなかった者は、3万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市川市入湯税に関する文書の様式

市川市税に関する文書の様式を定める規則

第 7 8 号 入湯税納入申告書

第 7 9 号 入湯税納入書

第 8 0 号 入湯税更正（決定）通知書

第 8 1 号 入湯税特別徴収義務者経営開始等申告書

9 月 2 2 日公布、条例第 3 6 条

1 0 月 5 日公布、規則第 5 8 号

様式第78号

| 年 月分 入湯税納入申告書 | | | |
|---|--------|---------------------|----|
| 市川市長 | | 年 月 日 | |
| <p>市川市入湯税条例第6条第3項の規定により、下記のとおり入湯税の納入について申告します。</p> <p style="text-align: center;">特別徴収義務者</p> <p style="text-align: center;">住所（所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏名（名称） 印</p> | | | |
| 経営の種類 | 屋号（商号） | 鉱泉浴場施設の所在地 | |
| | | 施設の代表者（管理人）氏名及び電話番号 | |
| 課税標準額 | 税率 | 税額 | 摘要 |
| | | 円 | |

注) 課税標準額の欄には入湯客数の月計を記載してください。

様式第79号

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------------|---------|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市町村コード | | 入湯税領収証書 | | | | | | | | | |
| 122033 | | | | | | | | | | | |
| 千葉県 | | | | | | | | | | | |
| 市川市 | | | | | | | | | | | |
| 口座番号 | | | 加入者 | | | | | | | | |
| 特別徴収義務者 | 住所 (所在地) | | | | | | | | | | |
| | 氏名 (名称) | | | | | | | | | | |
| 税目 | | | 入湯税 | | | | | | | | |
| 年度 | | | 年 月分 | | | | | | | | |
| 税額 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 延滞金 | | | | | | | | | | | |
| 過少申告加算金 | | | | | | | | | | | |
| 不申告加算金 | | | | | | | | | | | |
| 重加算金 | | | | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | | | | |
| 納期限 | 年 月 日 | | 領収日付印 | | | | | | | | |
| 上記のとおり領収しました。 | | | | | | | | | | | |
| (納入者保管) | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------------|--------|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市町村コード | | 入湯税納入書 | | | | | | | | | |
| 122033 | | | | | | | | | | | |
| 千葉県 | | | | | | | | | | | |
| 市川市 | | | | | | | | | | | |
| 口座番号 | | | 加入者 | | | | | | | | |
| 特別徴収義務者 | 住所 (所在地) | | | | | | | | | | |
| | 氏名 (名称) | | | | | | | | | | |
| 税目 | | | 入湯税 | | | | | | | | |
| 年度 | | | 年 月分 | | | | | | | | |
| 税額 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 延滞金 | | | | | | | | | | | |
| 過少申告加算金 | | | | | | | | | | | |
| 不申告加算金 | | | | | | | | | | | |
| 重加算金 | | | | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | | | | |
| 納期限 | 年 月 日 | | 領収日付印 | | | | | | | | |
| 上記のとおり納入します。 | | | | | | | | | | | |
| (金融機関保管) | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------------|-----------|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市町村コード | | 入湯税領収済通知書 | | | | | | | | | |
| 122033 | | | | | | | | | | | |
| 千葉県 | | | | | | | | | | | |
| 市川市 | | | | | | | | | | | |
| 口座番号 | | | 加入者 | | | | | | | | |
| 特別徴収義務者 | 住所 (所在地) | | | | | | | | | | |
| | 氏名 (名称) | | | | | | | | | | |
| 税目 | | | 入湯税 | | | | | | | | |
| 年度 | | | 年 月分 | | | | | | | | |
| 税額 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 延滞金 | | | | | | | | | | | |
| 過少申告加算金 | | | | | | | | | | | |
| 不申告加算金 | | | | | | | | | | | |
| 重加算金 | | | | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | | | | |
| 納期限 | 年 月 日 | | 領収日付印 | | | | | | | | |
| 上記のとおり通知します。 | | | | | | | | | | | |
| (市川市保管) | | | | | | | | | | | |

納入について

納入

納入にあたりましては、名称・税額等確認のうえ指定納入場所で払い込んでください。

延滞金について

- (1) 当該納期限までに完納しない場合は、納期限の翌日から納入する日までの期間の日数に応じ、その税額に年 14.6% (当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3%) の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して納入することになります。ただし、年 7.3% の割合の部分については、当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における公定歩合に年 4% の割合を加算した割合が年 7.3% の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年 4% の割合を加算した割合になります。
- (2) (1) の場合に税額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金を計算します。
- (3) (1) 及び(2)により計算した延滞金に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

納入場所

| 入湯税更正（決定）通知書 | | | |
|---|---------|-------------|-----------|
| 様 | | 年 月 日 | |
| 市川市長 | | 印 | |
| <p style="text-align: center;">課税標準額</p> <p>年 月分に係る 税 額 を次のとおり更正（決定）したので、 加算金額</p> <p>地方税法第 701 条の 9 第 4 項・第 701 条の 12 第 4 項・第 701 条の 13 第 4 項の 規定により、通知します。</p> <p>なお、この通知書により納入すべき金額（合計額）は 月 日までに納入 してください。</p> | | | |
| 区 分 | 課税標準額等 | 税 率 等 | 税 額 等 (円) |
| 申告納入によるもの | | | |
| 更正又は決定によるもの | | | |
| 再更正によるもの | | | |
| 差 引 増 減 額 | | | |
| 加 算 金 額 | 過少申告加算金 | 計算の基礎税額 | % |
| | 不申告加算金 | | % |
| | 重 加 算 金 | | % |
| 納 入 す べ き 、 又 は 減 少 す る 金 額 の 合 計 額 | | | |
| 申 告 書 提 出 期 限 | 年 月 日 | 申 告 書 提 出 日 | 年 月 日 |
| 更 正 、 決 定 通 知 日 | 年 月 日 | 申 告 税 額 | |
| 更 正 、 決 定 又 は 再 更 正 の 理 由 | | | |

(1) 上記の税額のほか、申告納入すべきであった納期限の翌日から、この更正（決定）による納期限までの期間の日数に応じ、その税額に年 7.3%の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して納入することになります。なお、当該納期限までに完納しない場合は、納期限の翌日から納入する日までの期間の日数に応じ、その税額に年 14.6%（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3%）の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して納入することになります。ただし、年 7.3%の割合の部分については、当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における公定歩合に年 4%の割合を加算した割合が年 7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年 4%の割合を加算した割合になります。

(2) (1)の場合に、延滞金の計算の基となる税額に 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。算出した延滞金に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

(3) この通知書に記載された事項に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に市川市長に対して異議申立てをすることができます。また、この通知書に記載された事項の取消しを求める訴え（以下「処分の取消しの訴え」といふ。）は、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に市川市を被告として（市川市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、異議申立てがあった日から 3 か月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、異議申立てに対する決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

入湯税特別徴収義務者経営開始等申告書

年 月 日

市川市長

鉱泉浴場の経営を開始することとなった（経営申告事項について変更が生じた）ので、市川市入湯税条例第 8 条の規定により、下記のとおり申告します。

特別徴収義務者

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

印

| | | | | |
|------------------------|-------------|-------------|-----------------------------|--|
| 経 営 の 種 類 | 屋 号 (商号) | 経営開始 年月日 | 鉱泉浴場施設 の所在地 | |
| | | | 施設の代表者 (管理人)氏名 及び電話番号 | |
| 入 湯 料 金 | | 円 | 鉱 泉 浴 場 施設の構造 | |
| 従 業 者 の 区 分 (種類・員数) | | | 設 備 の 概 要 | |
| 鉱 泉 浴 場 の 主 成 分 等 | | | 客室数及び 収容人員 | |
| 摘 要 | | | | |

注) この申告書は、経営開始の日の前日までに提出してください。また、申告した事項に変更が生じた場合は直ちに提出してください。